

備前市建設工事等郵便入札試行要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、別に定めるものを除くほか、本市が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）及び測量、建設コンサルタント業務等について、郵便による入札（以下「郵便入札」という。）を試行するため必要な事項を定めるものとする。

(対象範囲)

第2条 郵便入札の試行対象範囲は、競争入札に付する建設工事及び測量、建設コンサルタント業務等のうち市長が指定するものとする。

(入札の公告等)

第3条 市長は、郵便入札を行おうとするときは、備前市契約規則（平成17年備前市規則第47号）第5条及び同規則第6条の規定により公告するとともに、本市掲示場及びホームページに掲載し閲覧に供するものとする。なお、指名競争入札に付するときは、業者に対して直接所定の指名通知書により通知するものとする。

(入札参加申請等)

第4条 指名競争入札を除く郵便入札に参加しようとする者は、公告に定められた申請書及び関係書類を指定された期日までに市長に提出しなければならない。

(審査及び通知)

第5条 市長は、前条の入札参加申請を行った者（以下「申請者」という。）について、入札参加資格の有無を審査し、適当と認められたものに対し、条件付一般競争参加資格確認通知書により通知するものとする。

2 入札参加資格を有しない申請者に対しては、理由を付してその旨を通知するものとする。

3 入札後に入札価格の低いものから順に入札参加資格の審査を行い、その者が適格である場合に落札者を決定する事後審査型の条件付一般競争入札を実施する場合の必要な事項は市長が別に定めるものとする。

(郵便入札の中止)

第6条 前条第1項に規定する審査の結果、郵便入札の入札参加資格を有する者がいないときは、当該郵便入札は、中止する。

(設計図書の入手)

第7条 入札に参加しようとする者は、公告に定められた方法により、設計図書を入手しなければならない。

(入札書等の郵送)

第8条 入札に参加しようとする者は、入札書及び公告で指定された書類に必要事項を記入し、記名押印(押印はあらかじめ使用印として本市に届け出た印判に限る。)した上で、入札書を入札書用封筒に封入し、郵送用封筒に工事費内訳書及び公告で指定された書類とともに封入し、備前郵便局留の一般書留、簡易書留、又は配達記録郵便のいずれかの方法により、入札書到達期限までに当該郵便局に到達するよう郵送しなければならない。

- 2 郵送した入札書及び公告で指定された書類は、書換え、引換え又は撤回することはできない。
- 3 入札参加者は、入札を辞退しようとするときは、到着期限までに入札辞退届けを契約担当課へ提出しなければならない。
- 4 入札書及び公告で指定された書類が到着期限までに到着しなかった場合は、当該入札を棄権したものとみなす。

(開札)

第9条 指定期日までに提出された入札書の開札は、あらかじめ指定した日時、場所において、入札参加業者の中から選定した立会人2人を立ち合わせて執行するものとする。この場合において、入札参加申込みが1であった場合及び当該立会人のうち立ち会わないものがあるときは、当該入札事務に関係のない職員に立ち会わせるものとする。

- 2 開札の立会人の選定方法については、別に定める。

(くじによる落札者の決定)

第10条 開札の結果、落札となるべき同価格の入札を行った者が2以上あるときは、落札決定を保留した上で、当該入札者に出席を求め、くじを引かせて落札者を決定するものとする。

- 2 前項の場合において、入札者のうちくじを引かないものがあるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせることができる。

(入札の無効)

第11条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札

- (2) 談合してした入札又は明らかに不正によると認められる入札
- (3) 入札保証金の納付を要する場合において、入札保証金の納付がない入札又は当該納付額が不足した入札
- (4) 備前市契約規則第 1 3 条の規定による入札方法に違反して行われた入札
- (5) 入札書に記名押印がない入札
- (6) 総金額を訂正している入札又は文字の訂正に訂正印がなく、又誤字、脱字があって入札金額その他必要事項を確認し難い入札
- (7) 同一入札事項において同一人が同時に 2 通以上の入札書を提出した入札
- (8) 入札価格の内訳書の提出を求められた場合において、指定された期限までに所定の内訳書を提出しない者がした入札
- (9) 工事費内訳書の合計金額と入札書に記載された入札価格とが異なる入札
- (10) 一般書留、簡易書留又は配達記録郵便以外の方法（持参を含む。）で入札書を提出した入札
- (11) 第 8 条第 1 項に規定する入札書郵送用封筒以外の封筒で入札書を郵送した入札
- (12) 入札書が到着期限を過ぎて到着した入札
- (13) 入札書郵送用封筒記載の要件又は差出人名と同封された入札書の件名又は入札者名が相違する入札
- (14) 入札書郵送用封筒に件名又は差出人名が記載されていない入札
- (15) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める入札条件に違反してなされた入札

(入札結果の公表)

第 1 2 条 落札者の決定後においては、速やかに次に掲げる事項（以下「入札結果等」という。）を備前市建設工事等公表事務取扱要領の規定により公表するものとする。

(落札者への通知)

第 1 3 条 落札者を決定したときは、直ちにその旨を当該落札者に通知するとともに、契約手続について説明を行うものとする。

(入札の延期等)

第 1 4 条 市長は、郵便入札において、事故が発生したとき、又は不正な行為等により必要があると認めるときは、入札の延期若しくは中止又は入札の取消しをすることができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成20年 9月 1日から施行する。